

宮城県ホームページバナー広告作成業務仕様書

(趣旨)

第1 この仕様書は、宮城県（以下「発注者」という。）が管理するホームページのトップページ（以下「県ホームページ」という。）に掲載するバナー広告を作成するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この仕様書において、「バナー広告」とは、文字又は画像で表示された情報であって、広告主の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するものをいう。

(業務内容)

第3 県ホームページに掲載するバナー広告を作成する者（以下「受注者」という。）は、この仕様書に定めるもののほか、「宮城県広告事業実施要綱」（平成18年7月14日施行）、「宮城県広告掲載等基準」及び関係法令等を遵守の上、広告を作成し、電子メール、CD-R等の記録媒体により発注者の指定する場所に納めるものとする。

(バナー広告を掲載するホームページの概要)

第4 バナー広告を掲載する県ホームページの概要は、次のとおりである。

(1) URL <https://www.pref.miyagi.jp/>

(2) 「県ホームページ」トップページ月平均アクセス数

令和6年4月～11月の平均：約79,000件

(令和7年4月1日から令和8年3月31日までバナー広告を掲載)

※Google Analyticsによるアクセスの結果。30分以内の再来訪者のカウントを除いたもの。

(バナー広告の掲載場所等)

第5 バナー広告の掲載場所等は、次のとおりとする。

(1) 広告の位置 県ホームページのトップページ下段中央（別紙配置図参照）

(2) 広告の枠数 7枠×2段 合計14枠

(3) 広告の種類 バナー広告

(4) 広告の規格

イ 大きさ

1枠当たり 縦60ピクセル×横135ピクセル

ロ 形式 GIF、JPEG

ハ データ容量 5KB以下

ニ 画像のALT属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き、全半角問わず30文字以内

(5) バナー広告の禁止表示

- イ 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例)「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- ロ 実際には機能しないもの
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- ハ 県の情報と錯誤するおそれのある表現及び画像の使用
(例)「宮城県〇〇情報」と表示、宮城県章の使用等
- ニ イメージ等の点滅する画像の使用（アニメーション GIF 形式を含む。）
- ホ 画面の反転表示及び領域の切替表示
- ヘ その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(6) 同一の広告主による重複掲載

同一の広告主による広告を同一月の複数個所に掲載することはできない。ただし、同一の広告主による広告を複数月連続して掲載することは妨げない。

(広告主)

第6 県ホームページに掲載するバナー広告の広告主は、宮城県内に本社、支店又は営業所等を有する事業者等を優先するものとする。

(バナー広告の範囲)

第7 県ホームページに掲載するバナー広告は、行政広報の公共性及び信頼性等を損なうおそれがなく、いかなる第三者の権利も侵害しないものとする。

2 県ホームページに掲載するバナー広告が、次のいずれかに該当する場合は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 不当な比較広告又は誹謗、中傷等により、営業妨害となるおそれのあるもの
- (7) 消費者トラブルの未然防止の観点から、掲載することが不適當であると認められるもの
- (8) 著しく射幸心をあおるもの
- (9) 意見広告
- (10) あたかも発注者が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (11) 上記のほか、「県ホームページ」に掲載するバナー広告として不適當であると認められるもの

- 3 前項に定めるほか、広告主が指定したリンク先及び広告主が指定したリンク先と関連が深いと発注者がみなしたリンク先のホームページの内容についても同様とする。

(広告の作成)

第8 受注者は、広告の内容等について、次に記載する期限を厳守して発注者と協議の上、バナー広告作成業務を遂行するものとする。受注者から協議のあった内容について、発注者が不適当であると判断した場合は、内容の補正等を求めることがある。

なお、協議が成立しない場合は、発注者の解釈によるものとする。

- (1) 受注者は、バナー広告掲載月の前月の1日までに広告主と広告の内容（リンク先のページを含む。以下同じ。）について、発注者と協議する。
 - (2) 発注者は、バナー広告掲載月の前月の15日までに広告主及び広告の内容を決定する。
 - (3) 受注者は、バナー広告掲載月の前月20日までに広告のデザイン、配色、文字の大きさ等について、発注者と協議する。
 - (4) 受注者は、バナー広告掲載開始日から起算して5日前の日までに、作成したバナー広告を、発注者が指定する場所に納品する。
- 2 前項の規定により作成するバナー広告に関する経費は、受注者が負担するものとする。

(広告掲載の申込み等)

第9 広告主は、受注者に対しバナー広告掲載の申込み等を行うものとする。また、掲載中のバナー広告の内容の追加、変更等を行う場合も同様とする。

(広告主の募集)

第10 受注者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

- 2 前項の公募に当たり、受注者と発注者が協議の上、県ホームページ等により告知するものとする。
- 3 前2項の規定は、受注者の営業活動を妨げるものではない。ただし、営業活動に際しては、不特定多数の企業等に対し、許可を得ずに広告案内を送付する方法（例：ファクシミリの一斉送信、迷惑メールの送信など）を行ってはならない。
- 4 広告募集に関する苦情が発生した場合、受注者は速やかに発注者に報告し、発注者の指示を受けながら適切な対応を行うこと。

(広告主の選定)

第11 受注者は、バナー広告の掲載を希望する者から別紙広告掲載申込書の提出を求めた上、広告主を選定するとともに、掲載の可否について、発注者と協議しなければならない。

- 2 受注者は、前項の協議において、発注者の求めに応じて書類等を提出しなければならない。

(バナー広告掲載に関する受注者の責務)

第 12 受注者は、バナー広告及びリンク先ホームページの管理運営に関連して、以下の責務を負うものとする。

- (1) セキュリティ対策を実施していること。
- (2) 発注者の管理するコンピュータシステムに影響を与えないこと。
- (3) バナー広告を通じて広告主のホームページにアクセスする利用者のコンピュータシステムに影響を与えないこと。

(バナー広告の掲載期間)

第 13 バナー広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

- 2 バナー広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
- 3 バナー広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

(バナー広告の表示方法)

第 14 発注者は、第 13 の規定により提出され、承認を受けたバナー広告を、原則として広告掲載開始日の午前0時までに表示するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により掲載したバナー広告を、原則として広告掲載終了日の翌日の午前0時に表示を終了するものとする。

(バナー広告内容等の修正)

第 15 発注者は、法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又は内容に誤りがあると判断したときは、いつでも、受注者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(バナー広告内容等の変更)

第 16 受注者は、契約の期間内において、バナー広告の内容等を原則として月単位で変更することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定によりバナー広告を変更しようとする場合は、発注者にあらかじめ協議するものとし、第7の規定に準じてバナー広告を作成し、提出するものとする。
- 3 第 15 の規定は、前項の場合について準用する。

(バナー広告掲載の取消し)

第 17 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにバナー広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 発注者が、法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又は内容に誤りがあると判断したとき。
- (2) その他バナー広告の掲載を継続することが適切でないと発注者が判断したとき。

(バナー広告掲載の取下げ)

第 18 受注者は、広告の掲載を取り下げることができる。

2 受注者は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、書面により発注者に申し出なければならない。

(リンク先の変更)

第 19 受注者は、バナー広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 10 日前までに発注者に届け出るものとする。

(その他)

第 20 この仕様書に定めるもののほか、バナー広告掲載に関し必要な事項は、発注者が別に定める。